

## 住宅用家屋証明必要書類

	個人が新築	個人が取得		
		ない家屋	建築後使用されたことの	
			ある家屋	
		昭和57年1月1日以後に建築	昭和56年12月31日以前に建築	
住宅用家屋証明申請書	必要	必要	必要	必要
住宅用家屋証明書	必要	必要	必要	必要
確認済証又は検査済証 ※1	必要	必要		
登記事項証明書 (インターネット登記情報提供サービスにより取得した照会番号及び発行年月日 が記載された書類で代用可)	いずれか 1つ必要	いずれか 1つ必要	必要	必要
登記完了証 (電子申請に基づいて建物の表題登記を完了した場合に交付されるもの)				
登記済証				
住民票の写し ※2	必要	必要	必要	必要
売買契約書又は売渡証書又は譲渡証明書 (競落の場合は、代金納付期限通知書)		必要	必要	必要
建築後使用されたことのないものである旨の証明		必要		
耐震基準適合証明書				いずれか 1つ必要
住宅性能評価書の写し (耐震等級1～3)				
既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類				
長期優良住宅 又は 低炭素住宅 の場合	申請書の副本	必要	必要	
	認定通知書	必要	必要	
	※ 変更の認定を受けた場合は、その申請書の副本及び認定通知書が必要			
特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の場合	増改築等工事証明書		必要	必要
	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類		必要 (給水管、排水管または雨水の侵入を防止する部分の工事の場合)	

### 上記のほか必要と認められる書類

(※1) 都市計画区域外の場合、**建築請負契約書**または**設計図書**

(※2) 当該家屋の所在地へ住民票転入手続が済んでない場合は、**申立書**及び**現在の住民票の写し**、**現在の家屋の処分方法を証明する書類**が必要

～現在の家屋の処分方法を証明する書類の例～

売却：「売買契約（予約）書」「媒介契約書」等売却を証明する書類

賃貸：「賃貸借契約（予約）書」「媒介契約書」等賃貸借を証明する書類

借家、社宅、間借等自己所有でない場合：「賃貸借契約書」「使用許可証」「家主の証明書」「社宅証明書」

親族が住む場合：当該親族の申立書（署名および押印があるもの）

ただし、社宅等に入居している場合で、住民票に社宅名、アパート名等が明示されていれば、証明する書類は不要です。

● 耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物の場合、**建築士の証明書**等。ただし添付の登記等で明らかな場合は不要。

● 抵当権の設定のみに使用する場合、**金銭消費貸借契約書**、**当該資金貸付け等に係る債務の保証契約書**、**抵当権の被担保債権**がこの住宅の取得のためであることが記載された**登記原因証明情報**のいずれか1つ。

ただし、住宅取得資金借換えに伴う抵当権の設定登記には使用できません。

証明書交付後、この申請・申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受ける場合があります。